

# 「うみんぐ大島倶楽部」規約

## 【名称】

第1条 本会の名称は、「うみんぐ大島倶楽部」といいます。

## 【趣旨】

第2条 本会はうみんぐ大島の事業に賛同し、後援していただく方の組織です。

## 【会員】

第3条 会員には、個人会員、法人会員があります。会員とは、本会の規約を承認のうえ、入会を申込み、次の年会費を納めた方をいいます。途中入会の場合でも会費は同じです。年会費2,000円、本会が定めた期間に継続入会された方は、継続会費として1,500円とします。法人会員の場合、年会費1口5万円とし、複数の口数を購入することができます。

## 【会員証】

第4条 うみんぐ大島倶楽部加入者には、会員証を発行します。なお、会員証については、次のように定めます。

- (1) 個人会員証は会員のみが利用でき、他人に譲渡、貸与することはできません。
- (2) 法人会員証は法人が雇用する人のみが利用でき、第三者に譲渡、貸与することはできません。
- (3) 個人会員証は一人につき1枚限り発行します。ただし、会員が希望し、事務局が必要と認めた場合は、別に年会費2,000円を納めることで、会員証を追加発行できます。
- (4) 法人会員証は一口につき2枚発行します。
- (5) 会員証は原則として再発行できません。ただし、事務局が必要と認めた場合は、

- 再発行します。この場合、第6条に規定する無料券及び割引券は無効となります。
- (6) 会員証の紛失、盗難については、ただちに事務局に届け出なければなりません。
  - (7) 第4条第1号及び第2号に違反すると認められる場合、会員資格を失うものとします。この場合、会費の払い戻しは行いません。

## 【有効期間】

第5条 会員証の有効期間は、入会日から最初にむかえる3月31日までとします。

## 【会員特典】

第6条 個人会員、法人会員は、それぞれ次の特典を受けることができます。以下の会員特典の有効期間も前条と同じとします。

(個人会員特典)

- (1) 施設入場料1,500円分のポイントを無料進呈致します。
- (2) 貸竿セット無料(1,000円)を1回分進呈致します。
- (3) プレジャポートステーション料金割引券(500円)を1回分進呈致します。
- (4) 釣魚のウロコとり、内臓出しの半額(100円)を1回分進呈致します。
- (5) 会員は、施設6回来所で、真鯛一匹(1kg程度)進呈致します。
- (6) 年末に抽選の上、有名メーカーロッドを1名様、釣堀無料招待券(5,000円分)を3名様に進呈致します。

(法人会員特典)

- (1) 釣堀施設利用料25,000円分のポイントを無料進呈致します。
- (2) 法人会員証(1口2枚発行)を一枚提示することにより、1枚につき1名の施設入場料金を会員の有効全期間において半額とします。
- (3) 釣堀施設の予約開始を一般より早期に申し込むことができます。

### 【事務局】

第7条 この会の事務局は、(株)むなかた大島内におきます。

### 【届出事項の変更】

第8条 会員は、住所、氏名、電話番号等に変更があった場合は、速やかに事務局へ届出なければなりません。この届出がないために、送付書類が延着、到着しない場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

### 【退会】

第9条 会員はいつでも退会できるものとし、事務局へ連絡のうえ、会員証を返却しなければなりません。ただし、納入済の年会費は返還できません。

### 【その他】

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は別に定めるものとします。

### 附則

(施行期日)

1 この規約は、平成23年4月1日から施行するものとします。

(準備行為)

2 この規約施行の前においても、規約第3条に規定する入会に必要な準備行為をすることができます。